

ともに先へ、先へ。

民主党 参議院比例区第65総支部総支部長

参議院議員 **えさきたかし**



この「えさきたかしの「がんばるバイ」」は、僕の国会活動、おもしろい話やえっと思ったことなどを気ままに綴って、各県本部へ月1回程度のペースで配信しています。どうぞご利用ください。

えさきたかしの「がんばるバイ」No.15

参院消費者特別委員会で消費生活相談員の処遇問題を質問

8月10日、参議院の消費者特別委員会が開催され、江崎議員が消費者問題を担当する細野豪志大臣に質問に立ちました。江崎議員は、消費者保護の最前線で頑張っている消費生活相談員の処遇改善問題と、消費者庁と国民生活センターの一元化問題を取り上げました。以下で、消費生活相談員の処遇に関する質疑の内容をお知らせします。



細野消費者担当大臣に質問する江崎議員の後姿

江崎議員

消費者庁ができて3年、消費者保護の最前線に立っている消費生活相談員の処遇改善のために、消費者庁が基金(地方消費者行政活性化基金)を作ったり、(地方交付税の)基準財政需要額を90億から180億円、(算定基準となる)相談員の年間報酬も150万円から300万円に引き上げられているが、自治体の動きはまだ鈍いのが実態だ。

細野豪志 消費者担当大臣

最も消費者の身近にいる相談員の待遇については、もっと光が当てられるべきだ。報酬をあげる努力はしているが、どこまで結果が出ているのか確認しなければならない。消費生活相談員が専門職として適切

に評価されるために、相談員資格の法制化を検討するなどやれることをしっかり考えた上で、結果を出すことが大事だ。

江崎議員

消費者保護の上で相談員の活躍が目覚ましいが、報酬はほとんどの人が150万円から250万円、あるいは150万円未満で300万円を超える人はほとんどいない。自治事務である消費者行政のプライオリティーが低い。これをあげる努力が必要で、専門職として適切に評価されるシステムや標準的な報酬の基準を設けるとか方向性を示さなくてはならない。

また、大臣の冒頭発言の中で、基金後の財政支援について、消費者行政を含め、これからも恒久的な財源を確保するとの発言があったが、自治体の使い勝手の良さからは基金として延長していただきたい。

細野大臣

相談員の待遇は現状において必ずしも改善できていない。雇用の問題、資格制度の問題を通じて、国としてやれることをできるだけしっかりとやっていきたい。